

平成30年度国民健康保険税の制度改正予定について

1 低所得者に係る軽減の拡充

低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえた、所要の見直しを行うものです。

所得基準額の改正案は次のとおりです。

① 5割軽減

現行

基準額 33 万円 + 27 万円 × 被保険者数

↓

改正案

基準額 33 万円 + 27.5 万円 × 被保険者数

② 2割軽減

現行

基準額 33 万円 + 49 万円 × 被保険者数

↓

改正案

基準額 33 万円 + 50 万円 × 被保険者数

軽減拡充対象所得金額

世帯人数	軽減拡充	所得金額(千円)		参考給与収入額(千円)	
1	2割→5割	600 ~	605	1,250 ~	1,255
	0 →2割	820 ~	830	1,470 ~	1,480
2	2割→5割	870 ~	880	1,520 ~	1,530
	0 →2割	1,310 ~	1,330	2,131 ~	2,159
3	2割→5割	1,140 ~	1,155	1,887 ~	1,907
	0 →2割	1,800 ~	1,830	2,831 ~	2,871
4	2割→5割	1,410 ~	1,430	2,271 ~	2,300
	0 →2割	2,290 ~	2,330	3,471 ~	3,587

※世帯人数が1人の場合、600千円超605千円以下の所得であると均等割軽減が2割から5割になります。

※上記以外の所得金額は、現行と同じ軽減率になります。

※世帯主のみに所得があると仮定しています。

2 課税限度額の見直し

課税限度額は、高齢化の進展等による医療給付費等の増加が見込まれることや、医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分それぞれの限度額超過世帯割合の状況（超過世帯割合の前年度比較・バランス等）を考慮し、医療分4万円を引き上げることとして見直しを行っています。

改正案は次のとおりです。

現行 89万円

（医療分54万円、後期高齢者支援分19万円、介護分16万円）

↓

改正案 93万円

（医療分58万円、後期高齢者支援分19万円、介護分16万円）

課税限度額引き上げ影響所得金額

世帯人数	所得金額(万円)	参考給与収入額(万円)	限度額所得金額(万円)	参考給与収入額(万円)
1	1,096 ~	1,316	1,188 ~	1,408
2	1,045 ~	1,265	1,127 ~	1,347
3	994 ~	1,214	1,076 ~	1,296
4	943 ~	1,163	1,071 ~	1,291

※世帯主のみに所得があると仮定しています。

※40歳から64歳の人数により所得金額は多少の変動があります。

※所得金額は増額になる所得範囲、限度額所得金額は限度額に達する所得範囲です。

※所得金額は、現行の保険税率の金額です。